

答申第655号
平成29年11月20日

(印)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成29年11月20日付け神保生く第1191号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時要援護者リスト及び台帳のGIS（地理情報システム）化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 災害時の避難等において援護が必要と認められる災害時要援護者について、各区健康福祉課、各支所保健福祉課及び保健福祉局生活福祉部くらし支援課が保有する災害時要援護者リスト、並びに市から地域支援団体へ提供する災害時要援護者台帳における要援護者の住所（位置情報）を、地理情報システムを用いて地図上に表示することは、効率的な安否確認や避難支援に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

災害時要援護者リスト及び台帳のG I S（地図情報システム）化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【本人の基本情報】

氏名（漢字・ふりがな）

性別

生年月日

年齢

郵便番号

住所

地図上の位置情報（座標情報）

電話番号

介護保険被保険者番号

福祉個人番号

【身体の状況】

◎身体障害者手帳の障害名及び等級

◎療育手帳の等級

◎要介護認定の等級

◎透析の有無

◎日常生活状況（歩行・視力・聴力）

【サービスの利用状況】

◎福祉器具（補装具・日常生活用具）の給付状況

◎自立支援給付における障害区分、給付区分、程度区分

【生活状況】

◎ひとり暮らし高齢者等台帳における調査結果、世帯構成、見守りの要否と希望の有無